

呉市告示第 295 号

呉市住居表示に関する条例（昭和 41 年呉市条例第 14 号）第 2 条の規定により、次のとおり街区の廃止及び設定を行います。

平成 28 年 8 月 12 日

呉市長 小 村 和 年

- 1 廃止・設定を行う区域
広古新開 7 丁目，広古新開 8 丁目及び広古新開 9 丁目
- 2 廃止・設定の内容
別図のとおり
- 3 廃止・設定年月日
平成 28 年 9 月 17 日

広古新開 7丁目、広古新開 8丁目、広古新開 9丁目
 町界及び街区符号変更図
 平成28年9月17日実施



凡 例	
	従来 の 町 界 町 名
	新 町 界 町 名
	街 区 界
	旧 街 区 界
	廃止する街区符号
	新街区符号